

# 3月1日(金)から戸籍の手続きが変わります

3月1日(金)から戸籍法の一部が改正されるに伴い、戸籍の手続きについて、以下のことができるようになります。

【問い合わせ】住民課戸籍担当(☎282-1711 内線1122)

## ■本籍地以外でも戸籍謄本が取得できます

本籍地が東海村でない方でも、東海村役場で戸籍謄本の取得が可能となります。なお、取得の際は以下の点にご注意ください。

▽窓口のみで取得可能です。郵便請求や代理人の請求では取得できません。

▽取得可能な方は、本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫等(直系の親族)です。

※請求の際は、窓口で請求する方の顔写真付き本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)が必要です。

## ■婚姻届等に戸籍謄本の添付が不要になります

これまで、婚姻届や養子縁組届等、さまざまな戸籍の届け出をする際、戸籍謄本の添付が必要となる場合がありますでしたが、3月1日(金)からは、戸籍に関する届け出において、戸籍謄本の添付が原則不要となります。

詳細は、村公式ホームページをご覧ください。



東海村 戸籍



◀村公式HP

## 4月1日(月)から!

# 北部地域包括支援センターの窓口が 総合福祉センター「絆」内に変更されます



地域包括支援センターは、65歳以上の高齢者の介護・医療・福祉などに関するさまざまな疑問や悩みに対する相談窓口です。村では、令和4年度から医療法人社団いばらき会に委託し、いばらき診療所内で行っていた「北部地域包括支援センター」の運営業務を、4月1日(月)から村の直営で実施することになりました。

これに伴い、北部地域包括支援センターの窓口が、総合福祉センター「絆」内に変更されます。なお「南部地域包括支援センター」は、引き続き、特別養護老人ホーム オークス東海内での運営を継続します。

【問い合わせ】総合相談支援課地域包括担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)

## 北部地域包括支援センター

### 【担当地区】

東海中学校区(石神・白方・村松小学校区)

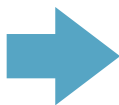
変更前(3月31日(日)まで)

変更後(4月1日(月)から)

### 【場所】

いばらき診療所内  
(石神内宿1724-1)

☎229-2315



### 【場所】

総合福祉センター「絆」内  
(村松2005)

☎212-7785 FAX 212-6818